

「市場主体登記管理条例」及びその実施細則についての考察 (後編)



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所
律師 張 鵬程

PROFILE

一、はじめに

前回のニュースレターでは、「市場主体登記管理条例」(以下「条例」という。)及びその実施細則である「市場主体登記管理条例実施細則」(以下「実施細則」という。)の公布、施行により、市場主体ごとに個別に規定されていた登記ルールの統一化や、登記手続の簡素化及び利便性の向上に焦点を当てて解説しました。

条例及び実施細則では、上記のような手続の簡素化が進む一方で、行政機関による監督管理が強化されています。また市場のニーズに対応すべく新たな制度が設けられています。今回のニュースレターでは、監督管理の強化と新たに設けられた制度について解説していきます。

二、監督管理の強化

1. 市場主体が履行すべき義務の明確化

条例では、登記手続が簡素化され、利便性が向上する一方で、登記申請を行う市場主体に対して相応の義務を課しています。

一つ目として、市場主体は登記の真実性に対して責任を負います。申請手続において、条例第15条では、市場主体による実名での登記制度を実施し、申請者は登記機関による身分情報の確認に協力することを要求しています。また第17条では、申請者に対して、提出資料の真実性、合法性と有効性について責任を負わせています。

二つ目として、市場主体は登記に従った経営について責任を負います。登記に従った経営の一環として、条例第35条では、市場主体に対して毎年の年度報告と登記に関連する情報の公示を要求しています。また条例第36条及び第37条では、市場主体による営業許可証の規律ある使用を要求しています。

2. 登記機関の監督管理手段及び措置の明確化

(1) 信用リスクの分類と格付けを通じた監督

条例第38条では、登記機関に対して、市場主体の信用リスク状況に基づいて、等級ごと、分類ごとに監督管理を行うことを要求しています。また検査の対象をランダムに抽出し、検査人員をランダムに派遣し、その検査結果を公開することを要求しています。これは、登記の領域における「放管服(訳注:「放」は市場参入障壁を下げること、「管」は公正に監督管理して公平な競争を促すこと、「服」は効率の高いサービスを提供して便利な環境をつくること。)」改革を本格的に推進し、各市場主体の信用を通じて監督管理メカニズムを刷新し、監督管理能力と水準を向上しようとしていることが窺われます。

(2) 違法性が疑われる行為に対する検査権限の強化

条例第39条では、市場主体による条例違反が疑われる行為に対して、登記機関がその経営場所に立ち入って現場で検査できること、関係する契約、証憑、帳簿等の資料を調査閲覧、複製、収集できること、更に関係する事業者や人員を調査し、経営活動の停止を命じ、銀行口座の照会を行えることが明確にされています。この規定により、監督管理の手段を充実させると同時に、市場主体の登記事項に対する監督管理の実行可能性と有効性の強化を図っています。

(3) 抹消登記に関する制度の整備

条例第40条では、虚偽の登記により影響を受けた自然人、法人その他組織が登記機関に対して虚偽登記をした市場主体の登記抹消を申請することができること、並びに登記機関は速やかに調査し、調査の結果、虚偽の登記があったと認められた場合は、市場主体の登記を抹消する決定を下さ

なければならないことを規定しています。

その他にも、登記抹消の基本的な手続要件、登記抹消をしない事由、及び虚偽の登記を抹消した後に引き続き行う監督管理措置についても規定しています。更に実施細則では、独立した章を設けて、登記抹消の手続、監督管理措置について更なる細分化が行われています。

3. 違法行為の法律責任の強化

今回の条例では、違反行為に対して罰則が厳しくなっています。まず罰金の金額が軒並み引き上げられており、市場主体の法律責任が強化されています（下記の表参照）。次に条例では、登記機関が罰金の金額を確定する

際に、市場主体の類型、規模、違法の情状等の要素を総合的に考慮するよう要求しています。他方で、実施細則第77条では、情状が軽く速やかに改善され、その後の危害を生じない場合には行政処罰を課さない等の定めを設けています。これは、行政処罰法が採用する「軽微な違反は罰せず」、「最初の違反は罰せず」、「主観的な過失がなければ罰せず」という原則を企業主体の登記にも採用したものです。これにより、登記機関による恣意的な裁量権の行使を抑制し、行政法執行における寛大さと厳格さの両立の実現を図っています。

（条例で定める違法行為と罰則内容）

違法行為	罰則内容
設立登記を経ずに経営活動に従事した。	是正を命じ、違法所得を没収する。是正を拒む場合は、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、法により閉鎖・営業停止を命じた上で、10万元以上50万元以下の罰金を併科する。
虚偽の資料を提出し、又はその他詐欺的な手段を講じて重要な事実を隠して、市場主体登記を取得した。	是正を命じ、違法所得を没収した上で、5万元以上20万元以下の罰金を併科する。情状が重い場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収する。
登録資本の払込登記制を実施している市場主体が、登録資本を偽って報告し、市場主体登記を取得した。	是正を命じ、虚偽の報告があった登録資本の金額の5%以上15%以下の罰金を科す。情状が重い場合は、営業許可証を没収する。
登録資本の払込登記制を実施している市場主体の発起人、株主が虚偽の出資を行い、出資としての貨幣又は非貨幣財産を払い込まず、又は期日に従って払い込まず、或いは市場主体の設立後に出資を引き揚げた。	是正を命じ、虚偽の出資金額の5%以上15%以下の罰金を科す。
条例に従って変更登記の手続きを行わない。	是正を命じる。是正を拒む場合は、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、営業許可証を没収する。
条例に従って届出を行わない。	是正を命じる。是正を拒む場合は、5万元以下の罰金を科す。
条例に従って、営業許可証を住所地又は主要な経営場所の目立つ位置に置いていない。	是正を命じる。是正を拒む場合は、3万元以下の罰金を科す。
営業許可証の偽造、変造、賃貸、貸与、譲渡。	違法所得を没収し、10万元以下の罰金を科す。情状が重い場合は、10万元以上50万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収する。

三、新たに創設された制度

1. 企業の休業制度

市場主体が経営不振又はその他各種原因によりしばらく営業を停止する必要がある場合の対応について、過去の法令を見ると、一貫して厳しい立場を採っていました。例えば、1988年に施行された「企業法人登記

管理条例」は、今回の条例及び実施細則の施行により失効するまで計4回改正されましたが、企業法人が休業するときは登記主管機関において抹消登記の手続きを行わなければならないと規定し、また営業許可証を受領した後、満6カ月経っても経営活動を実施せず、又は経営活動を満1年間停止している場合は、休業である

とみなし、営業許可証や会社印を没収すると共に、登記抹消の旨を取引銀行に告知する旨を規定していました。

このように、中国では伝統的に企業の休業を認めていませんでした。このため、実務において、数多くの企業が、実際には何ら業務を展開していないにもかかわらず、清算作業にかかる費用と時間を考えて、適時に清算を行えない事例が多くありました。このような会社は登記上では存続状態でありながら、事実上はすでに営業活動を停止した状態にあり、市場管理の秩序が損なわれる状況にありました。

そこで今回の条例第30条では、市場主体の休業制度が新たに創設されました。すなわち、もし市場主体が自然災害、事故災害、公衆衛生事件、社会安全事件等の不可抗力の範疇に該当する原因により経営困難に陥った場合、市場主体が自主的に一定期間の休業を決定することが認められました。もっとも、市場主体の休業は、例えば従業員の雇用の問題を伴います。そのため、休業前に従業員と労働関係について協議することや、登記機関に事前に届け出ること等、休業を申請する市場主体が充足すべき前提条件についても規定が加えられました。

市場主体が休業を実施した場合、休業期間は最長でも3年を超えてはならないとされています。そして、市場主体が届け出た休業期間が満了した場合、又は累計して満3年間休業した場合は、自動的に経営を再開するものとみなされます。

休業制度の創設は、企業にとってみれば、例えば上海のロックダウン措置のような不可抗力の事態に直面して経営困難に陥ったときに、企業登記の抹消を行わなくても済みます。そして、一時的に経営困難な時期を乗り越えた後に、そのまま営業を再開することが可能であり、設立登記の申請を改めて行う必要がありません。更に、不可抗力といった事態が市場全体に及ぼす不利な影響を一定程度減少させることもできるため、市場全体の安定性にも資するといえます。

条例が正式に施行された後、各地で相次いで「休業第一号」企業が誕生しています。上海での報道によると、上海隆埭餐飲管理有限公司という飲食関連企業が条例の施行日である2022年3月1日に休業届出の申請を

提出し、上海市で初めて休業届出の手続きを行ったようです。現在では、国家企業信用情報公示システムで検索すると、「休業」という表示がされており、実際に休業制度が運用されていることが分かります。

2. 受益所有者届出制度の新設

今回の条例では市場主体の「受益所有者」の登記機関への届出制度が創設されました。「受益所有者」については、国家市場監督管理総局と人民銀行が先に公表した「市場主体受益所有者情報管理暫定弁法（意見募集稿）」の中で「最終的に市場主体を保有又は実質支配し、或いは市場主体の最終的な利益を享受する自然人」を指すものとされています。

現状、意見募集稿の段階ではありますが、市場主体の類型に基づき、受益所有者をどのように識別するかという基準についても、相応の規定を設けています（下記の表参照）。更に、実情に即して、一定の届出免除範囲を設定しています。このうち、非会社企業法人、個人独資企業、農民專業合作社（聯合社）については、受益所有者の届出が暫定的に免除されています。個人經營企業体については、受益所有者の情報の届出は不要とされています（下記の表参照）。そして、登録資本が1000万円を超えず、且つ株主、パートナーのすべてが自然人である会社、パートナーシップ企業については、株主、パートナー以外の自然人がそれを実質的に支配し、又はそこから収益を得ている状況が存在せず、持分権、パートナー權益以外の方式によりそれを実質的に支配し、又はそこから収益を得ている状況も存在しないのであれば、それらの事項について承諾後に、受益所有者の情報の届出が免除されるものと規定されています。

受益所有者の届出制度が根付けば、市場透明度の更なる向上に資することとなり、同時にマネーロンダリングの防止等、各種犯罪の抑止という点でも重要な意義を持つと思われます。

（受益所有者の識別基準及び届出免除のまとめ）

市場主体の種類	識別基準（意見募集稿）
会社、パートナーシップ企業	<p>(一) 直接方式又は間接方式により、最終的に会社、パートナーシップ企業の 25%以上の持分権、株式又はパートナー権益を保有している。</p> <p>(二) 直接方式又は間接方式により、最終的に会社、パートナーシップ企業の 25%以上の持分権、株式又はパートナー権益を保有していないが、単独で、又は共同で、会社、パートナーシップ企業を実質的に支配している。</p> <p>(三) 直接方式又は間接方式により、最終的に市場主体の 25%以上の収益を享受している。</p> <p>上記 3 種類の状況が存在しない場合は、会社、パートナーシップ企業において日常的な経営管理を担っている者を受益所有者とみなす。ここには、会社の法定代表者、パートナーシップ企業における執行パートナーを担う自然人等が含まれる。</p>
国有会社（国有独資会社、国有資産管理部門の国有企業名簿に記載のある国有持株会社）	法定代表者が受益所有者であるとみなされる。
外国企業の分支機構	外国会社が、会社、パートナーシップ企業の識別基準に従って認定した受益所有者及び当該分支機構の在中国高級管理人員。なお外国会社が母国において受益所有者の申告免除を享受するための基準は、中国においては適用されない。
非会社法人企業	暫定的に届出免除
個人独資企業	暫定的に届出免除
農民專業合作社（聯合社）	暫定的に届出免除
個人經營企業体	届出不要

四、最後に

前回と今回の2回にわたって、中国で営業活動を行う際に欠かせない企業登記に関する新しい制度について解説しました。今回の条例と実施細則の施行により、これまでの数多くの課題がかなり解決されたといえます。同時に、市場主体の登記について統一的なガイドラインが

作られたことで、行政登記手続に要する様々な負担が軽減され、また市場主体の合法的權益の保護、市場秩序の維持のためにも資することになります。そして何よりも、市場の統一的な商業登記制度改革は、法に基づく規律、規範という新た発展段階に入ったことを意味するよう思われます。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。